

# 大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会（第5回）

## 議事録

日 時：平成27年2月13日（金）  
午前10時～午前11時25分  
場 所：大阪府咲洲庁舎38階 共用会議室

**司会（熊澤副主査）** おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府資源循環課の熊澤と申します。よろしくをお願いいたします。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。

（配付資料確認）

**司会（熊澤副主査）** 本日は、議事次第にもありますとおり、リサイクル製品認定制度のあり方とリサイクル製品の認定についてご審議いただくこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、部会の成立について申し上げます。本部会の成立につきましては、部会運営要領の第3第2号の規定により、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。

本日は、委員定数5名のうち4名のご出席をいただいておりますので、本部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。本部会の議長は、部会運営要領の第3第1号の規定により、部会長に務めていただくこととなっておりますので、福岡部会長に以降の議事進行をお願いいたします。

**福岡部会長** おはようございます。今、司会の方がおっしゃいましたように、今日、議事が2つあるということで、早速進めていきたいと思っております。

最初の議題、リサイクル製品認定制度のあり方に関する部会報告の検討については、今までから公開ということにさせていただきます。

それから、2番目の議事、リサイクル製品の実際の認定については、非公開でやっておりますので、本日も前半公開、後半非公開でさせていただきます。よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

傍聴の方はいらっしゃいますか。入っていただくとか、そういうのはよろしいですか。

そうしましたら、議題(1)について、事務局から、報告案、資料1の説明をお願いいたします。

**中戸課長補佐** 大阪府資源循環課の中戸でございます。リサイクル製品認定制度のあり方(部会報告案)につきましては、前回、部会でいただいたご意見、その後いただきましたご意見をもとに修正いたしております。今回修正いたしました主な点をご説明させていただきたいと思っております。

部会報告案、資料1をご覧くださいませでしょうか。下線を引いている箇所が今回修正いたしました箇所となります。

1ページの「はじめに」は、日本語の修正のみとなっております。

2ページからの「1 大阪府リサイクル製品認定制度の経緯」ですが、前回の部会で、この章については多い・少ないといった評価はせずに事実のみを記載するべきといったご意見をいただきました。したがって、例えば3ページの認定製品の種類別の内訳は、パーセンテージの記載にしています。

4ページのアンケート結果につきましても、評価は抜いております。また、3ページの下に、アンケートの結果として、次章の「制度の課題」につながるような結果を抜粋して掲載いたしました。

4ページの一番下、「認定を『安全性の証明』として活用」としておりましたけれど、品質に性能や安全性が含まれるのではないかとご意見をいただきましたので、「品質の保証」という表現に変えております。以降、「安全性の証明」と使用しておりましたのは、すべて「品質の保証」という言葉に変えております。

5ページからの「2 見直しにあたっての基本的な考え方」ですが、6ページの冒頭、リサイクルの現状から「質の高いリサイクル」の促進は重要であるということが書いてあるんですけども、リサイクルの現状が全国の現状

であることがわかるように言葉を加えております。また、それを受けて2行目に、「大阪府においても『質の高いリサイクル』の促進は重要である」という表現に変えているところです。

「(2)認定制度の課題」では、最初に今回の見直しが認定制度の目的をさらに進めるものであることを入れておくべきといったご意見をいただきましたので、それを踏まえまして、「認定制度の3つの目的をさらに進めることや」といった文章をここに加えております。

7ページ、1つ目の○の「認定の対象品目及び基準」の2つ目の項目、前回の部会では「リサイクルに関する各種施策等が進展してきたが、進展を踏まえた見直しが行われていない」となっておりましたところを、いただいたご意見をもとに、「現状を踏まえた見直しが行われていない」と変えております。その後も同じ表現になっていた箇所については、「現状を踏まえた」との表現にしております。次の「普及・PRの取組み」では、府民のアンケート結果で認定製品を買いたいと思う府民の割合が高かったことが課題に反映されていないとのご意見をいただきましたので、「認定製品を買いたいと考えている府民もいるが、府民の目に留まらなければ、興味・関心を持つ機会が限定され、購入の機会も少ない」という形で追加しているところです。

(3)ですけれども、前回の部会では「見直しに当たっての基本的な考え方」と表題がなっていたのを、修正いたしまして、「見直しの主要な考え方」に変えております。また、府民に身近なリサイクル製品の普及・PRの取り組みの強化については1つの柱として出すべきとのご意見を受けて、考え方の3つ目として挙げております。また、2つ目の考え方につきましては、後ほど説明いたしますが、対象製品の見直しの考え方を前回部会より変更いたしましたので、ここの記述も後の記述に合わせた形に変更しております。

8ページ、「3 リサイクル製品認定制度の今後のあり方」ですが、「(1)認定制度のスキームの変更」では、上から3つ目の○、前回の部会の案ではこれまでの認定製品は引き続き認定製品とすることとしていましたが、そうなるかとあとで対象製品の見直しをすることと矛盾してしまいますので、「引き続き認定の対象とすることを基本とする。ただし、リサイクルの施策等の

現状を踏まえた点検・見直しは必要である」といった文章を加えております。

9ページからの「(2)認定の対象製品の見直し」の①については、内容は全く変わっておりません

11ページからの「②現在の対象製品の見直し」、まずアの「見直しの考え方」ですが、前回の部会において、再生舗装材の対象品目としての取り扱いを終了する理由が、繰返しリサイクルできているためであると誤解を招くようなまとめ方になっておりましたので、最初に「①繰返しリサイクルされている製品の認定の考え方」では、「認定制度を、『より質の高いリサイクル』を促進する制度とするための新たなスキームである『繰返しリサイクルされている製品』の認定の考え方を整理した」と加えまして、先ほどの「(1)認定制度のスキームの変更」のところで「認定の対象とすることを基本とする」と表現を変更いたしました。2つ目の○もそれに合わせて変更を表現しているところがございます。

表4の「法令等による資源回収・リサイクル・製品利用の促進の仕組み」においては、前回の部会でご意見をいただきました食品リサイクル法を加えました。食品リサイクル法は、図2の三角形の流れに当てはまりにくいということで、新たに図3として「食品リサイクル法の仕組み」を加えております。

12ページの表5につきましては、前回部会でいただいたご意見をもとに訂正しております。また、アの「見直しの考え方」のまとめとして、12ページの上から4つ目の○ですけれども、「表5の区分のA又はBに該当する製品については、回収・リサイクルや製品の利用を促進する仕組みがある場合でも、実際のリサイクル製品の利用の状況を確認して、最終的に認定制度による支援の必要性について判断することが適当である」という形としております。

次に、前回の部会では「見直しの考え方」に続けて、再生舗装材の取り扱いについて検討しておりましたけれども、アの「見直しの考え方」につきましては、考え方をまとめたところで一旦区切って、「イ 回収・リサイクルや製品利用を促進する仕組みがある製品に関する検討」という項目を新たに加え、ここで再生舗装材に関する検討を記述しました。

リサイクル等の仕組みにつきましては、これまでの部会でご説明いたしま

したとおり、原料のコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊が建設リサイクル法によりリサイクルが義務づけられ、また、大阪府の公共工事では「土木共通仕様書附則」に基づきリサイクル製品の利用が義務づけられていること、また、リサイクル製品の利用の状況については、再生舗装材については実施指針等に基づく使用の義務づけにより既に広く使用されていること、リサイクル製品と新材品との競合ではなくリサイクル製品間の競合となっていることといった現状を挙げさせていただいております。

最後の○ですけれども、「以上のことから、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を原料とする再生舗装材については、回収・リサイクルや製品利用の仕組みが整備され、実際にリサイクル製品が利用されており、新材品との競合がない状況になっていること等から、認定による支援の必要性が低くなっており、対象品目としての取扱いを見直すことが適当である」という形でまとめております。前回の部会では「対象品目としての取扱いを終了する」という取りまとめ方にしておりましたが、先生方のご意見を受けまして「取扱いを見直す」といった表現に変えているところでございます。

14ページでは、その前のまとめ方を「取扱いを終了する」から「取扱いを見直す」と変更いたしましたので、こちらの表題も「見直す場合に行うべき対応」といたしまして、文章も「認定制度の対象品目としての取扱いを見直した結果、認定の対象製品の範囲が変わる場合」、こういう配慮が必要ですよといったように変えております。

「(3)見直し後の認定制度の全体像」につきましては、ここまでの文章の変更に伴いまして、言葉等を変更しております。例えば左の一番下、「取扱いを終了する品目」から「取扱いを見直す品目」といった形に言葉を変えております。

15ページの「(4)認定製品の普及・PRの取組み」については、特に内容を変えたところはありません。日本語を少し手直した程度でございます。

16ページ、「④認定制度の適正な取扱いについて」では、「安全性の証明」となっていた言葉を「品質の保証」という言葉に変えております。

最後の(6)ですけれども、前回「その他」としておりましたが、「認定制度

の見直しと併せて取り組むべき事項」と表題を変えまして、文章のほうも語尾を「すべきである」と変えたのと、先生方のご意見をもとに、2つ目の事項につきましては「リユースの推進に向け、リユース品も本制度の対象とすべきである」、3つ目につきましては「リサイクルに関する普及・PRや環境教育の取組みとして、身近な生活の中から始まり社会の様々な場面において、リサイクルされた製品が使用されていることを、子どもが知る機会を設けていくべきである」という形を変えたところがございます。

以上で報告案の説明を終わらせていただきます。

**福岡部会長** ありがとうございました。

今、説明していただいた分、資料には下線も引いていただいて、前回との違いが割とよくわかると思います。前回、結構揉んだというか、検討したのを反映していただいているので、その変更点を中心に、ただ変更したら、また、気がついたこともあるかもしれませんので、全体的にご意見を賜りたいと思います。

まず、全体構成は、前回確認して、これで行くということです。「はじめに」の文章もほぼ変わっていないと思いますので、1番ですね、2ページから4ページについて、ご質問とかご意見があればお願いします。

もうこれでいいとか、もっとこう変えたほうがよかったとか、ありますでしょうか。

**麓委員** 小さなことでなんですけど、4ページの下から3つ目のポツですね。

「販売効果については、認定業者の47%が効果があったと回答している」。恐らく「効果があった」というのは回答用紙の言葉だと思いますので、かぎ括弧で括っていただいたほうがいいかなと。後ろのアンケートを見ると、「効果があった」という回答があったかだと思いますので、括弧で括っておいていただければなと思います。

**福岡部会長** 事務局のほう、それでよろしいでしょうか。実はアンケートの言葉ではないんだとか、加工したんだとか、何かそういうのがあれば出していきたいのですが、大丈夫ですか。

**水丸循環型社会推進室副理事** ここは、20ページのほうのアンケートの「効果が

あった」というのを入れておりますので、かぎ括弧で括らせていただきます。

**福岡部会長** じゃ、今のご指摘どおり変更をお願いします。

ほか、よろしいでしょうか。何度も文章を見ていると、何か見慣れてしまって、そういう細かいところが目につかなくなってしまうかもしれないと思うんですけど。

本日ご欠席の藤田先生は、事前に見ていただいたんですね。

**中戸課長補佐** はい。事前に見ていただきまして、内容についてはこれで結構ですというご意見をいただきました。体裁につきまして幾つかご指摘を受けまして、本日の資料は藤田先生からご指摘を受けました点につきまして訂正してお配りしております。記号が場所によって違うとか、そういった体裁についてご指摘をいただきました。

**福岡部会長** いかがでしょう。1についてはこんな感じでよろしいですかね。次、2のほうについて。「見直しにあたっての基本的な考え方」。

**中浜委員** 7ページの「普及・PRの取組みについて」ということでは、「府民の目に留まらなければ、興味・関心を持つ機会が限定され」という一文を入れていただいて、とてもわかりやすくなったのではないかなと思います。

**福岡部会長** 中浜委員が言っていたので、ちゃんと入ったんだと思います。2について、よろしいでしょうか。

そうしましたら、3について。「リサイクル製品認定制度の今後のあり方」ということで、ここがメインの箇所かと思います。下線の入っている部分が大きくなって、結構変えたりしていますので、ご意見、どなたか。

**麓委員** 最初にこれは確認なんですけど、3の「今後のあり方」というのは、その前の7ページの「見直しの主要な考え方」に基づいて今後のあり方を検討するということよろしいですね。

**福岡部会長** そうですよ。というか、それはもう、一応この審議会、委員のほうがあるべきと言ってしまったほうがいいと思います。

**麓委員** あ、なるほど。3つの項目があるということは、恐らく3のところ、4が入るのがいいのかわからないのですが、その3つの項目に対する何らかの考え先がないといけないのかなというのがまず感じるところで、最初

の(1)はスキームの話ですので、1つ目の話かなと。2つ目が9ページの認定製品の見直しということになるのかなというふうに思っはいるんですが、3番目のPRの話は(4)で入ってくるということでもいいんですかね。

**福岡部会長** 「さらに強める」というのが15ページで受ける感じですかね。

**麓委員** で、本当はそのまとめがそのあとに入ってくるということになっているんですか。でもないですか。(5)(6)とかいうのは、一緒の検討の中に入ってくるということでもいいんですかね。

**福岡部会長** あ、なるほど。

**麓委員** 何か検討している部分が3章に入ってきて、その取りまとめとかは要らないですか。

**福岡部会長** 構成的に、今言っていた主要な考え方に対して受ける部分と、それから全体の進め方みたいなのは、分けたほうがいい。

**麓委員** 何かわかりにくいかなという気がした。3つあって、それがどンドンすごく細かく分かれちゃっているんで、3つがどこに対応しているかがちょっと。全体的な見方なので、別にいいのかもしれないですけど。

**福岡部会長** 考え方のこの3つは、後ろの全部の部分に、1対1対応じゃなくて多対多対応をしていると考えるならば、後ろが3つでなく、たくさんあってもいいような気はしますけれども、いかがでしょう。事務局が何か考えをお持ちだったら、割って入っていただいたらいいですけども、そうでなければ委員の方々。

**麓委員** そんな他意があるわけじゃなくて、3項目に対してどこが対応しているというのがわかりやすいほうがいいのかというふうに感じたということです。

**水丸循環型社会推進室副理事** 前回の部会では、7ページのこの部分については、「見直しにあたっての基本的な考え方」とあったのをいろいろ検討していただいて、進行管理というか、点検・評価のことも含めて書いてはあるんですけども、その中で「主要な考え方」ということで主なものをこの7ページに書きましようというご議論があったと思います。そういう意味で、スキームの見直し、製品の見直し、それから普及・PRを大きく3つの柱立てにし

てここに書こうという形で、部会長とも相談して整理をさせていただいたところでございます。

あと、(5)の点検・評価の部分につきましては、こういう制度があれば当然していくべきことではありますので、前の7ページのところにはそのことまでは記載をしていないですけども、必要なことということで書いてある。

16ページの(6)につきましては、「制度の見直しと併せて取り組むべき事項」ということで、認定制度とは違うといえますか、その枠を超えたところで検討すべき事項ということで、こういう形での整理をさせていただいております。

**福岡部会長** よろしいでしょうか。

**麓委員** はい。特段こだわりがあるわけではないので、その説明でわかると思います。

**福岡部会長** あと、これ、3で終わりで、何か最後の締めページが要るかどうかというような感じのお話なんですけれども、部会報告でたぶん鑑がつくんですよ。でもないですか。答申しますという。

**水丸循環型社会推進室副理事** 部会報告を本審議会のほうに報告していただく時には一応この形で、特に鑑がつくというのではないですけども、ご報告いただく時に、説明資料としてA3、1枚ないし2枚の概要版的なもので部会長からご報告をしていただく形になります。最終、審議会です承されて答申いただく場合には鑑がつくという形。

**麓委員** かがみって何ですか。

**福岡部会長** 表紙に何行か「しっかりやってください」みたいなのを書く場合と、ただ「答申します」と書く場合とあるんです。もしそういうのでなければ、ちょっと1枚、「こういうふうにとまとめたので、ちゃんとやってください」みたいな。

**麓委員** つけるほうがはっきりする。

**福岡部会長** 「この検討結果を踏まえてやっていただきたい」みたいな、何か「はじめに」を受ける「おわりに」が要るかどうか。形式的なものは要らないといえは要らないですが。

**水丸循環型社会推進室副理事** イメージとしておっしゃっておられるのか、最後に全体をまとめた要約的なものを1ページ入れるというような形なのか、あるいはこの部会報告なり答申になったのを受けて。

**福岡部会長** ちゃんと進めてくださいと。両方考えられますね。

**水丸循環型社会推進室副理事** 先に言ったほうの全体の要約的なものであれば、ほかの部会の報告とかを見ている、それがあるものはどちらかというところと少なく、ない形のものが多かったと思います。

それから、もう1つの「しっかりやってください」というようなお話であれば、例えば「はじめに」のところで、最後の文章「この報告書は、本部会の4回にわたる審議結果を踏まえて取りまとめたものである」の後ろに1行、2行。最後に答申になる時に、「この結果を踏まえて、より質の高いリサイクルが促進されるよう取り組まれない」というような文章を入れていただくという形でも対応できるのではないかなと思います。

**福岡部会長** 特段、後ろにまとめたページがなくても、ほかの部会報告とかと横並びで見ておかしくないというか、こんな体裁でいいということですかね。ちょっと体裁の話になってしまいましたが。

**麓委員** 特に例えばPRとか主張したほうがいいだろうと思うところは、ピックアップしたほうがより伝わるのであれば、逆につけることがおかしくないのであればつけてもいいのかなという気はしたんです。そこかしこで文字を見ることだけでも、やっぱりアピールにはなるかなと思ったので。

**福岡部会長** その場合、例えば「おわりに」というようなタイトルでのページがよろしいでしょうか。要するに、3で「今後のあり方」があって、例えば4で「進めるにあたって」というので、今の16ページの(5)とか(6)と、それからPRに関してもう一回、審議会では特にこれのことを考えているよというふうにして。それか「おわりに」。

**麓委員** そうですね。僕のイメージで今思っていたのは、「しっかりやってください」というところに、やっぱりPRとかというのは重要だと。これはたぶんの先生方も考えておられることだと思うので、今回の制度の内容というよりは、そのところは本当に今やらなあかんのと違うかということが出て

きていると思うんですね。それをちょっと挙げてもいいかなという意味で、一文、「頑張ってください」でもいいんですけど、その前に特にPRとかを頑張ってくださいと書いてもいいのかなと。そういうレベルでの話なんですけど。

**福岡部会長** いかがでしょうか。

**中浜委員** やはり一文あったほうが良いとは思いますが。「はじめに」があつて。

**福岡部会長** 1ページ、17ページ。

**中浜委員** 総括でわかるようにしていただいたら。

**福岡部会長** もうここまでまとまっているというか、書くことのイメージはたぶん共有できているのかなと思うんですけども。というか、事務局が書きにくいことを何か書きちゃおうかという相談かもしれないですね。今言っているのはね。

**磯田循環型社会推進室長** ここにもう1項目、4として、部会長がおっしゃったような趣旨でもしご意見が統一されれば、また、ご相談させていただきながら、どんな書き込み方をするかというのをご教示いただけたらと思うんですけども、よろしゅうございますでしょうか。

**福岡部会長** よろしいでしょうか。惣田委員。もう許してあげようみたいな。

**惣田委員** 16ページぐらいのものなので、これでいいんじゃないでしょうかと思うんですけど。

**福岡部会長** それはそれで、私の後々の確認仕事が増えなくていいかもしれないですけども。

**麓委員** すみません。やっぱり卒論とかを見てると、どうしても結論をつけたくなっちゃうので、そのへんが出てきちゃっているんですけど。

**福岡部会長** ちょっとぶつっと切れている感はしますよね。

**竹柴環境政策監** もしこの部会の先生方の思いが、割と重点としてPRのほうにあるということでありましたら、我々のほうから諮問させていただいた内容は、PRとかいうことに直接触れていないんですね。このリサイクル制度をリサイクルの質の確保と向上という観点から見直したいのでよろしくお願ひしますという形なので、そういう仕組みをもう一度見直すことも大事だけ

ども、やはりそれをきっかけにPRをしていくことが大事ですよという、その考え方のところを「おわりに」ということで強調いただくという形ではまとめられるかなと思うんですけどね。ちょっと部会長のお仕事が増えますが。諮問はそういう形であるけれども、そのことを実行しようとするればPR・普及も大事ですよということを申し添えるというやり方はあると思います。

**福岡部会長** そうしましたら、ちょっと念押し的なもう1ページというか、もう半ページぐらいつけて、最後の締め括りをつくる方向で考えたいと思いますが、惣田委員、よろしいでしょうか。

**惣田委員** あんまりお手間にならないように。

**福岡部会長** そうしましたら、あと、3について途中の部分とか、いかがですか。大分下線があって、表現とかもきついのか緩いのか、そのへん。

**麓委員** 9ページの認定製品の見直しですけど、まずここで全部見直すんですかという1つ疑問が上がってくるんです。1回、僕のところにも聞きに来ていただいたので、その時にもお話ししていたんですけど、見直しということになった場合は、見直した結果があったほうがいいのかと思うんでね。その上で該当製品に関する検討というのが12ページのイのところに入ってくるという感じがするんですが、今回はABCとかをつけた12ページの表5で区分したやつというのは、確かついてこないというふうな話だったかと思うんですね。見直しとしてここでしてしまうという話であれば、それを付け加えた上で、そのイに対する内容が入ってくるのかなという気がするんです。そこはどうお考えなのでしょうかというふうに聞いたらいいんですかね。

**福岡部会長** 今のは、例えば13ページの下に、これこれはもうやめるというのを入れたほうが良いと。

**麓委員** いや、そういう意味ではないんです。見直しということは、見直したということになるのかなと思ったんですけど。

**福岡部会長** 審議会の答申として出ていくものですから、見直しが必要だというふうに審議会が言う。で、たぶん方向性が書いてあるので、それを受けて実際に実務に反映して、もうこれ、割と答えまで書いてある問題文が渡されるみたいなので、その問題文を解いたらその答えになるというようなレベル

に仕上げているようには思うんですが。

**麓委員** ああ、そうですね。例えば12ページのイの「製品に関する検討」のところであれば、1つ目の○で、「A又はBに該当する製品を抽出したところ」となっているので、抽出したデータが要るのか要らないのかということになると思うんです。実例としてこんなのがあったから例として挙げますという話なのか、もう抽出してしまって、結果としてこれしかなかったのでこの話をしますという話なのか。だから答えなのか事例なのか。

**福岡部会長** それは、今の12ページのイのすぐ下のところに、抽出したところ、これが挙げたということをおっしゃっている。

**麓委員** 抽出したデータは、これの後ろについてくるのか。

**磯田循環型社会推進室長** ちょっと誤解があったらいけないと思うんですけども、施策を決めるのは行政の責任だと。その考え方を「こうなさい」とおっしゃっていただくのが審議会のご意見かなと思っておりまして、審議会のご意見で「見直したほうがいいよ」と言われて見直すかどうかの責任は行政にあつて、審議会に責任があるのではないという観点から言えば、答えを「こうなさい」ではなくて、考え方をお示しいただいて、それは行政が責任を持って施策の中にどう反映していくかということにつながるのではないのかなと。つまり、施策の責任を審議会に押し付けてはいけない、先生方に押し付けてはいけないと我々は思っておりますので、そういう意味では考え方をお示しいただいて、それを施策にどう反映していくかというのは我々の責任で行うべきことではないのかなと思っておるんですけども。

**福岡部会長** 今、麓委員は、ここに業種とか製品名が入っていないのかなというふうに疑問を持たれているんですよね。

**麓委員** というか、今のお話からいけば、こういうふうに考えてはどうでしょうかということが我々のここで上がってくるところになりますよね。そうすると、イで書いてある検討は、例えばそれを当てはめたらどんなことになりますということになるんですよね。ここでその話までを決定して、こうなさいという話ではないと思うので、例えば当てはめたらこうなりますという話になるんですかね。もし全部製品を見直して、これが挙げってきたからこれ

に対して具体的に考えていくとこうなりますというふうな話まであげてしま  
うのだったら、データが要るのかなと思ったんですけど。

**竹柴環境政策監** 恐らく先生がおっしゃっているのは、ここで抽出したところ、  
これこれの製品はなかったという、そのデータそのものがこの報告書の中  
なければ、説得力というか、根拠がどこにあるのという話ですかね。

**麓委員** そうですね。何でこれを挙げたのというところ。

**竹柴環境政策監** 我々がこれから見直すところでこの作業をするのであれば、こ  
ういう文章にはならなくて、ここにもデータは出ない。先生方がこれを確認  
した上で、それを基礎として以下を論じているのであれば、この確認した事  
実はどこかに要るんじゃないかと。そういうご趣旨ですか。

**麓委員** イメージはそうですね。

**福岡部会長** ただ、それだと、個別具体的にちょっと挙がり過ぎですよ。

**麓委員** 言っていることはわかります。だから事例ですかということになるん  
ですが。

**福岡部会長** それは、部会報告として答申の中に入れずに、検討段階では検討し  
てであると。出せと言われればその資料は出せますよという話にしておかない  
と、ちょっとこれ、公文書過ぎるんじゃないかなと思うんですね。今、麓委  
員がおっしゃるのを載せるというのは。

**麓委員** 逆に、公文書と考えた時に、ここまで詳しく検討した結果を逆に載せま  
すかということにもなるんですけど。

**福岡部会長** ただ、ここを載せないと、それこそ方向性をまた言えないという話  
になります。見直しをやったほうが適当であるよという部分でですね。それ  
と、審議会というのは、一応第三者機関で、しかもいろんな立場でいろんな  
意見を述べて、議事録も上がり、ここの答申文も、例えばこういうこともあ  
るけれども、こういうことに十分配慮してとかいう、ちょっと相反すること  
も書こうと思えば書けるものだと思うんですね。審議会だと両論併記。ただ、  
行政がやるとなると、絶対にルールは1つしかないというレベルで決めてい  
かないといけないという違いが確かにあって、その決める過程がなかなか見  
えてこないと思うんですね。これがなくて行政が何か決めましたと言うと、

何を考えてこれが決まったんだというのがわからないので、その部分は今回のような第三者が検討した部分にちょっと入れ込んでおかないと。こういう考え方があるんだよというのを出して、これを踏まえて、言うことを聞いたらこうだし、言うことを聞かなかつたらしませんしという判断を行政が1つに決めるというのをやっていただくことになるのではないかと思うんですけどね。

**麓委員** それで、例えば1つ何らか具体的な内容が要るということであった時に、抽出して出したということであれば、抽出してみた資料も参考資料でしかないと思うんですね。その方法はこんなふうにしたらいいんじゃないかという中で基づいてやってみたらこんなことだとしても、つけたほうがいいのかないという気がただけです。

じゃ、何が入って何が入らないのかという最初の抽出時点での話というのはないじゃないですか。だから、AとBに適合する事例としてコンクリートとかアスファルト塊に関してやったというのであれば、それは1つの事例として目についたので、例えばここらへんが挙がるかなと思ってやってみましたということでもいいのかないと思うんですけど、抽出したのならあったほうがいいのかないかなと。全部議論があってという話であれば、それはどう載せるかだと思うんですけど。何かそのへんが。

**福岡部会長** 例えば30ページが抽出作業のもうちょっと詳しい部分なのかなと。

ここの製品数も、数に落とし込んでいただいています、これの裏には個別の製品があって、その個別の製品名とか分野まで書くのは、ちょっと詳し過ぎるんじゃないかと。

**麓委員** そうであると、30ページの資料の中で事例としてという形でピックアップして書くか。

**福岡部会長** そうですね。ここで今の12ページ、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊というのが見えるようにしたほうがいいんですかね。30ページの表の中で。

**麓委員** はい。何で挙がってきたのかというのが見えるほうが、その過程がちょっとでも見えるほうがいいのかなという気がしているんですけど。

**福岡部会長** いかがでしょう。このへんの作業をしていただいた事務局のほうで、30ページと12ページのイの1つ目の○がつながるか。作業をして抽出していただいて、今までの議論の中でそれを私たちも確認していることですので。

**惣田委員** 表5に基づくABCの区分と、この30ページのものとは違いますよね。同じなんですか。

**水丸循環型社会推進室副理事** 30ページの資料は、見直しの2回目の時に惣田先生とかがおっしゃっていた区分分けのシミュレーションのものでして、これの中でいうと、今おっしゃっているところについては、視点2と視点3をマトリックスにして、両方がAに該当するものということで、コンクリート塊などを原料とする再生舗装材がそれに当たるという形で抽出したものになります。

今説明したようなことをこの中で文章としてちょっと書き足すという形は可能かと思いますが、そういう形でよろしいでしょうか。

**福岡部会長** 30ページのほうに書き足す。

**水丸循環型社会推進室副理事** 30ページのほうに書き足して、例えば12ページのほうからは、資料3参照みたいな形で本文のほうに入れておくとか。

**福岡部会長** いかがでしょう。そのような格好で。

**麓委員** 今、僕、十分理解できなかつたんですが、抽出するという過程が何か事例としてあって、その事例でいくとこういう形というほうがいいのかなど思っている。だから、今の話で説明がつけられるということであれば、それでいいかなと思いますけど。

**水丸循環型社会推進室副理事** 今、麓委員がおっしゃったのは、表5の中でのAとかBの区分のところですので、30ページの資料の中の視点2でA又はBがつく。それから、視点3でAがついているもの。それがちゃんと重なってついているものを見たらどれだと、そういう形ですので、そういう意味ではここに補足的なコメントを入れて、前のほうの本文の中からの資料を参照するという形にしておけば、一応つながりはちゃんととれるんじゃないかなと思います。

**麓委員** それならそれでいいと思います。僕が気にしたのは、結局ここで決める

ことにはなっていないということですね。その中でこれだけなぜ抽出したのかということが1つ疑問に上がってくるので、要は検討してみたらほかにも出てくるかもしれない。

**福岡部会長** いや、ほかには出てこないんですよ。だから、1つ目の○の1行目で、府の認定製品のうち、A又はBに該当する製品はこれだったというふうに言っていますので。

**麓委員** だとすると、ちゃんとこれだけしかなかったという証拠が要るんじゃないかなと思います。

**福岡部会長** すごく難しいです。証拠は出せると思いますけど。

**麓委員** 証拠といっても、我々が提案した見直しに対してやってみた事例というのになると思うんですけど。

**福岡部会長** そうですね。証拠は出せるけど、もう1つは、この資料に載せるかどうかですね。

**麓委員** この見直しの方針自身が提案でしかなかった場合には、事例として出すだけでも僕はいいと思うんですけど、事例であれば、抽出した結果というよりは、こういうふうに見ていった中でまず1つ目についたのがこれだったのでという事例だけ挙げればいいのかと思うんです。もう決めつけてこれと書いてあるのは。

**惣田委員** 私はそんなにこだわらなかつたんですけど、根拠資料としてどこまで出すのかは、どこかで線引きをしないと大変なことになってしまいますし、何回かの認定の検討会をやってきて、実際に僕は感覚的にこうだなとは思っているんで、証拠というほど強いものは必要ないんじゃないかなと思うんですけど。

**麓委員** 我々は、逆に言うたら見ているから結果としてわかるんですけど、これは公に出すんだということであれば、見てない人からとった時に、何でそこを選んだのということにはならないでしょうかという意味合いですね。もう少し選んだ過程が出てくるのか、法が決まっている事例として出してくるのかわからないですけど、どちらかのほうがいいのかないかなという気が。別に載せること、載せないことという話ではなくて、何でこれだけになったのかとい

うのがなくていいでしょうか。

**惣田委員** 興味がある方は、ざっと資料をさかのぼっていただいたらわかっていただけると思います。

**福岡部会長** 議事録。今までの会議資料ですね。

**麓委員** 認定してもらっていたのが認定されなくなる側からすると、何で外されたのかというのは何となく気になるかなと思うんですね。外す理由がちゃんとなっているのは別にそれでいいと思うんですけど、最初に何でそれが選出されているのか、ほかのはこういうふうに考えられるのかというのは、あったほうがいいのかなかったほうがいいのかと言われると必要ないですけど、今回はあって、それがはっきりしたほうがいいのかという気がします。

**福岡部会長** 例えば12ページのイの○の1つ目の2行目で、「アスファルト・コンクリート塊を原料とする再生舗装材のみがAに該当し」なんですよ、事實は。ほかの製品は該当しなかったと。それは作業をしてやっているわけですから、ほかの製品はCであったということです。そしたらCも入れますか。その他の製品はCに該当すると。

**竹柴環境政策監** 麓先生のおっしゃっているのは、そこまでの作業を部会として確認したのであれば、その材料を入れるべしと。そこまでの確認は今後の行政の作業に委ねるというのであれば、ここの表現が少し違うんじゃないかというご趣旨ですよ。

**麓委員** そうです。最初の抽出したところまでが、ある意味要らない。

**竹柴政策監** という意味ですよ。

**麓委員** はい。

**竹柴環境政策監** 例えばこの認定製品について、A又はBに該当する製品というのを見たところ、Aに該当するやつはあったけれどもBに該当するやつはなかったと。Aの代表事例は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊になるので、その状況については以下のとおりであるというような、ちょっとぼやっと、何となく代表事例ではあるけれども、全部がそうかどうかまでは部会は確認していないというような文章になるのであれば、データは要らないという考え方でよろしいですかね。

麓委員 はい。

竹柴環境政策監 だから、どっちかにしなければならぬという。

麓委員 どっちかのほうがいいかなという気がするんです。

竹柴環境政策監 部会でそこまで確認したのであれば、そのデータが要ると。ただ、部会として、概ね今までの経験則でいうと代表事例はこれだから、これについて以下の検討はしましたよと。これだけかどうかはあとで事務局が確認してねと。この考え方に沿って確認してねというふうに言うか、どっちかだということですよ。

麓委員 はい。具体的にその仕分け作業まで出すのだったら、証拠資料まで入れたほうがいだろうし、事例としてコンクリート塊のところ当たるところから思って、それでやってみたらこうだったというのにするか、どっちかのほうがいいかなと。

竹柴環境政策監 どちらかということ、事務局ではわからない。

福岡部会長 そうですね。事務局として出せる資料の確認をさせていただいて。

麓委員 確認ですけど、これはそういう提案をするところまでですよ。実際、これでもう一回見直したよという何かの会議なり、決定する会議があるということでもいいんですか。それとも、ここでもう決定することになるんですか。

福岡部会長 いえいえ違います。答申をもらった事務局は、極端に言えば審議会の意向をないがしろにしてそのままやっただけいいわけですね。それだったら、もう一回事務局として、言われたから一から見直してみるという作業をして、しかも決定される。ただ、それは行政内部のことですので、その中でどんな会議をしたというのはなかなか一般府民には知ることはできない。で、ある日、こういうことが決まりましたとあって、例えば必要であれば議会に出てくるということになるんですよ。ただ、どうやってそれを決めたかが不透明。

麓委員 わかりました。そういう意味では、事例として少なくとも外されるのがわかっているものは挙げておいたほうがいいとは思いますが。それはわかります。ただ、例えばこの後の会議があるのであれば、ここが答申ということであれば、事例にしたほうがいいのかという気はするんですけど。

**水丸循環型社会推進室副理事** 部会報告がまとまって、そのあと答申もいただいて、そのあとのことを気にしていただいているということかと思しますので、そのあたりの手続というか手順的なものをご説明いたしますと、部会報告、それから答申をいただいたあと、事務局のほうで認定要領の改正案をつくらせていただきます。これについては、対象品目の出入りとか、今回の見直しでいきますと、繰返しリサイクルされているものをどういう形で認定するか、その認定の基準とかも必要になりますので、そういう認定の基準、それから対象品目の部分の改正案をつくるということになります。

その改正案につきましては、認定要領のほうにも書いておるんですが、この部会のご意見を聞いて、関係者以外の意見を聞いてということなんですけど、それはこの部会の運営要領の中で部会でご議決いただける事項の範囲に入っておりますので、その案を事務局のほうでつくってお示しして、それでよしと言ってもらえるかどうか、そこをまたお諮りすることになるかと思えます。

**福岡部会長** もう一回、また、審議会で戻ってくるんですね。ブーメランみたいに。

**水丸循環型社会推進室副理事** ですから今回は、その前の考え方の部分で、その考え方を我々はいただいて、それを基本的に踏まえた形で具体的な見直し案をつくらせていただいて、また、お諮りするという形になります。

**竹柴環境政策監** 資料のほう、何かこれの元データになるもの。あんまり事細かに詳しくすると、ちょっとあっちこっちに飛び火しそうなので、それができるかどうか。表に出してもいいような形で。

**福岡部会長** なら、今の段階では麓委員がおっしゃっているような事例の1つにして、1回行政に考えていただいて、こういうふうにやっていきたいですというのをまた審議会に認定要領の改正というので出してもらって、その時のバックデータとして詳しく見直した資料をつけていただいて、それを見て、また、これではあかんやろうというのも言いながら、何かやっぱり1つ決めないと仕方がないということを私たちは課せられている。

**麓委員** 考え方そのものは、別に僕は、全然これに対して反対をしているつもり

はないんです。本当に過程とかいろいろ考えると、ここで全部出したのなら出したほうが良いという気がしました。

あと、関連するんですが、13ページのところでリサイクル製品の利用状況を確認していますよね。これは、確認することになっているから確認しているんですけど、1行目の「義務付けにより、既に広く使用されている」ということなんですけど、どっちかのほうが良いかなと思うんですけど、義務づけて100%利用されているという話なのか、義務づけられているというだけでとめるのか。「既に広く」という表現がすごく曖昧な気がするんですね。じゃ、どれぐらいの利用状況ならということになると思うので、数字が100でないならば、義務づけられている制度そのものがあるという話のほうが良いだろうし、100%なら100%と書いていただいたほうが。それであれば、下の文章がわかりやすいと思うんです。100%の中では、当然リサイクル製品の競争になっているだろうと。

**福岡部会長** それは修正していただけますか。

**麓委員** 100%なんですか。

**磯田循環型社会推進室長** 行政の中では100%です。民間企業の場合には、義務づけというのが及ばないものですから。法律に基づいて義務づけられているのではなくて、大阪府の場合には仕様書の中で義務づけられていますので、大阪府の行政的な関与でいえば100%使っています。

**福岡部会長** 公共事業等では100%ということですか。

**磯田循環型社会推進室長** 公共事業となると、今度は小さな市町村とかになった時に把握できないんですね。例えば10万とか20万の工事で使ったか使ってないかは、もう把握のしようがない。残念ながら。

**福岡部会長** それで、ちょっと曖昧な、「既に広く」という表現をされたということですかね。そういうのも含めての「既に広く」だというふうに、議事録には今残ったと思います。もしこだわらずに済むのだったら、そういう小さいところは無理だけど、「既に広く」と書いてあるんだなと思っていただければ、このまま生かします。

**麓委員** 皆さんが良いと言われるのであれば。僕は、リサイクル状況を確認しま

すと言っても、状況をどれだけ確認したんだろうと。「広く」だけだと、何かすごく曖昧かなという気がしたんですけど。

**礒田循環型社会推進室長** この調査は国土交通省が全国的に実施している調査で、一定規模を決めまして、それは毎年調査をする。すべて把握しようというセンサスのある、ここで把握しようとしている部分というのは、数年か4、5年に1回という状況ですので、100%というのはどこをどう断面を取るかで、一番最近の部分はまだセンサスの最終は出てなかったと思います。

**麓委員** ただ、利用状況を確認して、存続するかどうかを決めるということになっているわけですね。だから、Aに該当しても、実際にはリサイクル製品の利用状況を確認して、最終的に認定制度の指定に必要なかどうかを判断すると。その時の利用状況の確認が何となくだと、ちょっと線が引きにくいかなと思ったので。例えば大きな工事については義務づけられているので。でもないんですか。と書けるのならいいかと思っただけです。

**礒田循環型社会推進室長** 大きい、小さいではないんですね。

**麓委員** 大阪府下であればとか、どうするのかな。

**福岡部会長** 書ける範囲で客観的な表現になるようにということで、ちょっと引き取らせていただいてもいいでしょうか。

**麓委員** すみません。何かこだわりが強過ぎるのかもしれないですけど、今後、線を引く時にも、どうするという時に、こういうふうに仕組みをつくって引くということになると、ある程度線の引き方がきつくなるのかなと思うので、最初にあまり曖昧にし過ぎるのもというのがちょっと気になった。

**福岡部会長** ほかの委員の方、これはどちらになってもよろしいという感じですかね。ほか、いかがでしょうか。

ちょっと時間が。次があるので、時間が少なくなっています。申し訳ありません。

そうしたら、3までいって後ろをつけるということで、3も大体こんな感じでよろしいですか。

そうしましたら、幾つかご指摘いただいた点については、また、事務局のほうで数字なんかの確認もしていただきながら、私と最終調整をさせていただきます。

きたいと思います。最終、ほぼもうこれやというのをまたメールか何かで皆さんに見ていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

この件につきましては、部会報告案もほぼ審議を終了したということで、終わりたいと思います。とりあえず議題(1)について、ありがとうございました。

**司会（熊澤副主査）** 委員の皆様方には、部会報告を取りまとめていただきまして、ありがとうございました。ここで大阪府環境政策監の竹柴よりお礼のご挨拶を申し上げます。

**竹柴環境政策監** リサイクル製品認定制度のあり方につきまして、部会を開催してのご審議は本日が最後ということで、お礼を申し上げたいと思います。

委員の先生方には、お忙しいところ、4回にわたりまして認定制度のあり方についてご審議をいただき、ありがとうございました。

私どものほう諮問という形で、質の高いリサイクル実現のためにこの制度を仕上げたいということで諮問させていただいたのですが、考え方の部分で我々自身が少し曖昧な整理の仕方であったなと反省をしております。そのために先生方にはご審議の過程でいろいろとご苦勞をおかけいたしまして、まことに申し訳ございませんでした。

本日も幾つか宿題をいただきまして、部会長と調整をさせていただきますけれども、基本的には我々が若干雑であった部分を非常にクリアーな形で整理をしていただいて、本当に感謝申し上げます。ありがとうございました。

この部会報告、今後、部会長と調整をさせていただいた上で、完成をさせていただきます。

最後、各委員の先生方にご確認をいただいて、成案となりましたら、次回の環境審議会で部会長のほうからご報告をいただいて、環境審議会での審議の後、ご答申という形で我々のほうにいただく。その後に、先ほども説明がありましたけれども、認定要領の改正を我々のほうでやらせていただこうと思っております。

今後もしいろいろとご指導を賜ることがございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。どうもありがとうございました。

**司会（熊澤副主査）** それでは、環境政策監は、公務の都合上、これで退席させていただきます。

**福岡部会長** ちょっと時間が押してしまっって申し訳ありません。(2)の製品認定に移るので、準備をしていただきますので、ちょっと休憩したいと思います。